

公益財団法人岡山市公園協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山市公園協会（以下「協会」という。）の定款に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、在職中の公務員及び協会職員を除く。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ役員退職手当を支給することができる。ただし、公務員、協会職員及び協会嘱託職員を定年退職し、協会の役員に選定された者は除く。
- 5 評議員には、定款第 18 条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第 4 条 協会の常勤役員の報酬額は別表第 1「常勤役員の報酬月額及び賞与の額」に従い、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は別表 2「非常勤役員の報酬」に定める範囲とする。
 - 3 常勤の理事に対する役員賞与の額は別表第 1「常勤役員の報酬月額及び賞与の額」に従い、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - 4 常勤の理事に対する退職手当は、別表第 4「常勤理事の退職手当の額」に従い、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - 5 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
 - 6 各評議員の報酬等は、定款第 18 条に定める金額の範囲内において別表第 3 に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第 5 条 報酬は、常勤役員にあつては、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、会議出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人岡山市公園協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬月額及び賞与の額

- ・ 理事長 65 万円までの範囲内
- ・ 副理事長 60 万円までの範囲内
- ・ 専務理事 55 万円までの範囲内
- ・ 常務理事 50 万円までの範囲内
- ・ 理事 45 万円までの範囲内

- ・ 役員賞与 月額分の年 5 か月の範囲

別表第 2 非常勤役員の報酬

一日当たり 10,000 円までの範囲内

別表第 3 評議員の報酬

一日当たり 10,000 円までの範囲内

別表第 4 常勤理事の退職手当の額

退職した常勤理事に対する退職手当の額は、退職の日における報酬月額に勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、常勤役員として引き続いた在職期間とし、常勤役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数とし、1年に満たない端数があるときは切り捨てるものとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の110
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の120